

令和5年度宮城県ネクストリーダー養成塾事業企画・運営業務 企画提案募集要領

令和5年度宮城県ネクストリーダー養成塾事業企画・運営業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 業務名

令和5年度宮城県ネクストリーダー養成塾事業企画・運営業務

2 業務目的

本業務は、県内の中学生を対象とし、知事や様々な分野で活躍されている方々の講話、ワークショップ、意見発表などを通して、考える力やリーダーシップ力を養い、これからの宮城を支える次代のリーダーを育成することを目的とする。

3 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

5 事業費（委託上限額）

金 2,948,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、以下のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 6 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- 7 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

- 8 上記1～7までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1～7までを満たさなければならない。また、県は代表者のみと委託契約を行うため、その他参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール（予定を含む）

| 内 容 | 期 間 |
|------------------------|--------------------|
| 1. 企画提案募集開始 | 令和5年4月11日（火） |
| 2. 質問受付期限 | 令和5年4月18日（火）午後5時まで |
| 3. 質問回答 | 令和5年4月21日（金）午後5時まで |
| 4. 企画提案書の提出 | 令和5年5月 8日（月）正午まで |
| 5. 第一次審査（応募者が5者を超えた場合） | 令和5年5月 9日（火） |
| 6. 企画提案書の選考 | 令和5年5月11日（木） |
| 7. 選定結果の通知及び公表 | 令和5年5月中旬 |
| 8. 契約手続き | 令和5年5月下旬 |

第4 応募手続

1 企画提案募集に関する公告

本業務の企画提案募集については、令和5年4月11日（火）から宮城県出納局契約課及び宮城県環境生活部共同参画社会推進課のホームページ上で公告する。

◇契約課ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>

◇共同参画社会推進課ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/>

2 企画提案書作成等に関する質問の受付

企画提案書作成等に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しないこととする。

(1) 受付期限 令和5年4月18日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

① 指定様式 質問書（様式第1号）を用いること。

② 提出方法 電子メールにより提出すること。

③ 提出先 宮城県環境生活部共同参画社会推進課（赤間、遊佐）

F A X : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 5 7 7

電子メール：seisyo9@pref.miyagi.lg.jp

④ 電話など口頭による質問や受付期間外の質問に対して回答しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年4月21日（金）午後5時までに県共同参画社会推進課ホームページ上に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

3 企画提案への参加申込及び企画提案書の提出

次のとおり企画提案参加申込書及び企画提案書等関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 提出期限 令和5年5月8日（月）正午まで（必着）

(2) 提出方法 持参し直接提出、又は郵送（配達証明付き郵便に限る）による提出とする。

なお、封筒には「企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。

(3) 提出先 宮城県環境生活部共同参画社会推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県行政庁舎13階）

T E L : 022 (211) 2577 F A X : 022 (211) 2392

(4) 提出書類

① 企画提案参加申込書（様式第2号）：1部

② 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）：1部

③ 類似業務の受託実績（様式第4号）：10部

④ 企画提案書（任意様式）：10部

以下の事項を盛り込むこと。

・本業務の実施体制

・研修内容

・業務全体のスケジュール

・本事業に係る制作物案（チラシ、実施報告書、参加者案内等）

⑤ 業務経費積算書（様式第5号）：10部

(5) 提案にあたっての留意事項

① 提出された書類は、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

② この企画提案書等の応募に係るすべての経費は、すべて企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

③ 提出した企画提案書等に関する著作権等については、当該企画提案者に帰属する。ただし、選定委員会の審査に必要な範囲において、提出書類の複製を制作することがある。

④ 企画提案書等が選定され、当該業務について宮城県との委託契約が成立した後は、提出した企画提案書等に関する著作権等は宮城県に帰属する。

第5 評価・選定方法

1 委託候補者の選定

県が設置する選定委員会において、次項の評価項目及び配点により企画提案書及びプレゼンテーションにより採点・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を委託候補者として選定する。ただし、評価の結果、順位点最上位の者が複数いる場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を委託候補者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が委託候補者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、委託候補者を選定する。

また、各選定委員の評価点の総計の平均が60点未満の場合は選定しない場合がある。

なお、応募者が5者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類による第一次審査を実施し、上位5者を選定する。

2 企画提案者が5者を超えた場合の第一次審査及び結果通知

本事業に企画提案しようとする事業者が5者を超えた場合は、令和5年度宮城県ネクストリーダー養成塾事業企画・運營業務企画提案選定委員会設置要領（以下「選定委員会設置要領」という。）に基づき企画提案書の第一次審査を行い、順位点上位5者を選定する。

(1) 第一次審査の実施日

令和5年5月9日（火）

(2) 第一次審査の実施方法

選定委員会が評価項目及び配点内容に基づいて審査し、順位点の結果、上位5者を選定する。

(3) 第一次審査の結果通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

3 企画提案者のプレゼンテーションの実施

事前に提出された企画提案書に基づき、選定委員会設置要領に定める選定委員に対し、プレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは企画提案者ごとに行う。

(1) プレゼンテーション実施日

令和5年5月11日（木）※開始時間は別途通知する。

(2) 実施会場

宮城県庁13階 環境生活部会議室

(3) 実施方法

1者あたりの持ち時間は30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布、

資料の差し替え等は認めない。

第6 評価基準

1 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

| 評価項目 | 評価事項 | 配点 |
|-----------------|--|-----|
| 企画 全般 10点 | 1 業務理解度 ・業務の目的を的確に把握し、達成できる提案となっているか。 | 10点 |
| 実施 体制 20点 | 2 業務遂行能力(類似実績、業務に対する知識・強み等) | 10点 |
| | 3 業務実施体制 ・企画提案事業を遂行するための運営体制及び能力が整っているか。 | 10点 |
| 企画 提案 70点 | 4 業務内容に関する提案 ・参加者にとって魅力ある講師案が提案されているか。 ・参加者にとって魅力あるワークショップが計画されているか。 ・効率的な研修スケジュールが組まれているか。 ・効果的な制作物案が提示されているか。 ・実現可能な代替案が検討されているか。 | 50点 |
| | 5 独自提案の内容 ・独自の取組について提案があり、その内容が企画の効果を一層向上させることが期待できるか。 | 10点 |
| | 6 積算費用の妥当性（提案内容との整合性） | 10点 |

2 順位点は次のとおりとする。

1位：4点 2位：3点 3位：2点 4位：1点 5位：0点

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 「第2 応募資格」に違反した場合
- (2) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (3) 本要領等の規定に従っていない場合
- (4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案書等提出後、物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程に基づく資格制限を受けた場合
- (6) 企画提案書等提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。）別表各号に該当すると認められたとき

(7) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

(8) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

(1) 企画提案を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第6号）を提出すること。

(2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案書等の再提出は認めない。

(4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 提案者が1者又は提案者が無い場合の取り扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合、又は企画提案者が1者も無い場合は、速やかに取扱いについて協議し、当課ホームページで公表する。

第9 選定・非選定結果の通知方法

選定結果については、企画提案者すべてに結果通知をする。

なお、審査結果に関する質問等には応じないものとする。

第10 選定結果の公表方法・内容

審査終了後、すべての企画提案者の名称及び採点結果等を公表する。ただし、選定された委託候補者以外は個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第11 提出関係書類の様式

別添のとおり

第12 その他必要な事項

1 業者選定後の取扱い

本企画提案書等に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な

理由により委託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

県と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後に支払うものとし、前金払は行わないこととする。

(4) その他契約に関する事項

県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに別紙「業務仕様書」に記載されている事項を基本とするが、企画提案の内容を基に加除修正し、最終的な業務仕様書として提示することができるものとする。

2 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本事業による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本事業の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応する。

(2) 機密の保持

受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

3 その他

(1) 提出書類等の作成及び企画提案において、使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類等は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

(4) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

- (6) 提出された書類等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示する場合がある。
- (7) 県は、本プロポーザルに関する公表及びその他必要と県が認めるときは、提案書を無償で使用するものとする。